

熊谷市農業委員会
第 2 1 回総会議事録

令和 8 年 4 月 2 8 日（火）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第 2 1 回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和 8 年 4 月 2 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
- (2) 閉会の日時 令和 8 年 4 月 2 8 日 (火) 午後 3 時 1 5 分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 2 階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 4 7 名 (農業委員 1 9 名 農地利用最適化推進委員 2 8 名)
- (2) 現在数 4 6 名 (農業委員 1 9 名 農地利用最適化推進委員 2 7 名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 4 2 名
- (2) 欠席数 4 名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	塚田 修	1 1	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	1 2	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	1 3	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	1 4	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	1 5	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	1 6	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	1 7	出	関根 一三
8	出	福田 和行	1 8	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	1 9	出	大島 正
1 0	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	1 7	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	欠	長谷川 隼男
7		(欠員)	2 1	欠	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	出	栗原 加津男	2 5	出	若山 美奈子
1 2	欠	中島 正樹	2 6	欠	中川 登美夫
1 3	出	石平 伸一	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満の農業用施設）
- 報告事項(6) 時効取得を原因とする農地の権利移転について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第21回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	（ 夏目会長挨拶 ）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中23名の出席でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （ 議長一任の声あり ） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 5番 田中委員、 6番 菊地委員をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	(一時転用) 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 以上、6 議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程しますが、新規就農の方をお呼びしておりますので、まず、議案番号 3 及び 4 について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 1 頁から 4 頁、議案書資料は 1 頁から 10 頁を御覧ください。また、お手元にお配りしておりますクリーム色の封筒から 3 番「議案第 1 号、議案番号 12 ○○○○○○○追加資料 ○○○○○」という資料をお出してください。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の議案番号 3 及び 4 における譲受人は新規就農者となりますが、今回取得予定の農地面積が 1, 0 0 0 m²を超える面積であるため、「令和 5 年 4 月以降の新規就農等の取扱い」に基づき、本総会にお呼びしております。 譲受人は、○○として初めての取得となりますが、○○○○○○○○○○○○○○○○において、既に近隣の農地にて営農している実績がございます。本申請地は譲渡人からの要望を受け、耕作できない農地を取得し、営農を計画するものです。営農計画の内容等は、これから譲受人御本人から説明がございます。改めて議案書資料の 4 頁から 6 頁に本件の営農計画書及び作付計画書を一括で記載しておりますので、そちらを御参照いただきながら譲受人の説明をお聞きいただければと存じます。 なお、本案件につきまして事務局といたしましては、譲受人の取得しようとしている農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第 3 条第 2 項各号については、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。

議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようです。本日は大変ご苦勞様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。 (申請人 ○○氏 退室) 申請人と面談した委員から意見等がありましたらお願いします。
栗原委員	特にありません。
議 長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号における議案番号 3 及び 4 について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きましてもう一件、新規就農の方をお呼びしておりますので議案番号 1 2 を先に審議をいたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 3 頁、議案書資料は 2 頁から 1 0 頁を御覧ください。併せて、「○○○○○○○○○○○○○○○○」を御覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の議案番号 1 2 につきまして、譲受人は新規就農者であり、今回取得予定の農地面積が 1, 0 0 0 m²を超える面積であるため、議案番号 3 及び 4 と同様、本総会にお呼びしております。 譲受人である○○○○○○○○○○○○○○は、追加資料「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」にあるとおり、○○○○において営農している実績がご

議長

事務局

議長

(申請人 ○○○○○○○○○○氏 入室)

申請人

9

青木委員	了解した。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 1 号における議案番号 1 2 について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きましてただいま審議いたしました新規就農に係る案件以外につきまして事務局から説明を求めます。
事務局	議案書は 1 頁から 4 頁、議案書資料は 1 頁から 3 頁を御覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、先行して御審議いただきました議案番号 3、4 及び 1 2 を除き、全 1 3 件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第 3 条第 2 項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号 1 0 及び 1 1 については、〇〇〇が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席)

議 長	議案第 1 号における議案番号 3 及び 4 並びに 1 0 から 1 2 まで以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 5 頁と議案書資料の 1 1 頁を御覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については「店舗兼住宅敷地」が 1 件です。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしく願います。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	本案は議事参与制限がございます。〇〇〇が〇〇委員でありますので〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。

議 長	ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 3 号における議案番号 9 について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続いて、先に審議した案件以外につきまして審議をいたします。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等 ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 3 号における議案番号 9 以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 10 頁を御覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請（一時転用）については全 2 件、内訳は、「農地改良」1 件、「砂利採取及び表土置場」1 件です。申請理由については、議案書に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第５号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程しますが、事務局から追加の説明はありますか。
事務局	特にございません。
議 長	本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

議 長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の１２頁から２１頁までと議案書資料の１３頁を御覧ください。議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について御説明いたします。今回の促進計画は、議案書の１２頁から２１頁までの促進計画（案）、１４９筆の案件について御審議をお願いいたします。貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので御確認ください。 今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する１４９筆は、地域計画の達成に資するよう、地域計画内で作成された目標地図に従い借り受けいたします。また、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
森田委員	今回の計画で集約は進んでいるのですか。
事務局	今回の契約は中間管理の再契約が大部分をなります。このため、前契約において集約は進んでおり、今回はそれを引き継ぐものとなります。
森田委員	わかりました。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。

議 長	(なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項(1)から(6)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。それでは、以上で本日の議案、報告、全て終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。次に次第の 6、その他に移らせていただきます。 【令和 8 年度農業関係予算説明を農業政策課、農業委員会事務局より説明。続いて、生産農地のあっせんについて、妻沼地内で発生した地下水汚染について、緑の羽根募金について、〇〇地内の営農型太陽光についてをそれぞれ農業委員会事務局から説明、了承。】 事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。 (なしの声) それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理をお願いいたします。
田中職務代理	(閉会のあいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

柏木 純一

次長兼農政係長

佐藤 雅史

農地係長

塩澤 公介

主任

吉永 剛

産業振興部農業政策課職員

主査

飯田 正乃

令和8年4月28日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一

署名委員 田 中 輝 久

署名委員 菊 地 修 一 郎